

はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA 役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

校則の見直しの視点（北九州市立中学校長会）

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日

北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTqを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

(2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方

- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
 - 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
 - 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。
- なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

(1) 過去の校則の役割

- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。
- 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。

(2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）

- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
- 発達特性がある生徒への対応へ変化。
- 国籍、性などの多様性への対応へ変化。

(3) これからの校則に求められるもの

- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
- 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
- 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

(1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。

生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要であるただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。

(2) 公開性を保つ

教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。

(3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。

社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。

(4) 通知を踏まえる。

○平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について

- ①校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
- ②思い切った見直しが必要である。
- ③生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。

○ 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて

- ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
- ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
- ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。

(5) 組織として対応する。

校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め
検討の材料とする。

5. 「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心

- ・ 校則と生活点検方法についての実態調査
- ・ 現行の校則の収集

【令和3年度】

- ・ 5月 校長会長会にて、経緯説明（会長・指導部長より）
- ・ 6月 校長会校則検討委員会発足（校長会指導部を中心に）
- ・ 6月 各区の校長会より意見を聴取する
- ・ 7月 各区の意見集約
検討委員会で「校則見直しの視点」検討
「校則の見直しの視点」（案）作成後、弁護士等交え意見交換
「校則の見直しの視点」（案）作成
- ・ 9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」（案）提示
→各学校へ周知（説明会実施）
- ・ 10月～3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む
必要に応じて、校長会校則検討委員会開催
校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等
校長会検討委が各学校の取組の集約
各学校で、改正された校則の周知

【令和4年度】

- ・ 各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- ・ 「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

- ・ 改正された校則の運用開始



私たちのきまり

北九州市立足立中学校

ここには私たちにとってどうしても必要なこと、守らなければならないことを取り上げました。その他の常識的なことについては、お互いの良識で判断してください。なお、個人で判断できない問題が起きた場合は、その都度、生徒会、その他の会議を開いて解決していきたいと考えています。

服装の乱れは 心の乱れ 心の乱れは 生活の乱れ 生活の乱れは 非行の始まり
足立中学校生徒会

■学校生活・日常生活

- 本校生徒であることを常に自覚し、言葉や態度に注意すること。
- 朝自習は8時30分から始められるようにすること。
- 始業の合図で、静かに授業ができるように準備し、積極的な姿勢で学習に臨むこと。
- 校舎内外を問わず、良識ある行動をとること。
 - ・学校の施設、設備を大切にすること。
 - ・いかなる場合でも、暴力に訴えることはしないこと。
- 注意・禁止事項
 - ・自転車通学は禁止。
 - ・登校後は、勝手に校外に出ることは禁止。早退する場合は、必ず届け出ること。
 - ・職員室への入室は、先生が許可した場合を除いて禁止。
 - ・映画館や劇場、祭、娯楽場(ゲームセンター、カラオケボックスなど)へ行くときは、保護者の許可を得て行くこと。
 - ・無断外泊は禁止。
- その他
 - ・地域行事や奉仕活動には、積極的に参加・協力していくこと。
 - ・忌引きについては以下のように定める。
父母…7日 ・2親等（兄弟・姉妹・祖父母）…3日 ・3親等（曾祖父母・おじ・おば）…1日

■登下校時間

- 登校時間は8：25とし、チャイム終了までに着席すること。8：30のチャイム終了までに教室にいない場合、遅刻となる。時間にゆとりをもてるように「5分前行動」を心がける。
- 放課後は速やかに下校すること。ただし、学校行事（体育大会・文化祭など）で居残りする場合は、原則として夏季は18時、冬季は17時30分までとする。その後も居残りをする場合は、指導の先生の許可を得ること。

■持ち物

- 通学用のバッグは、学校指定（足立バッグ）を使用すること。
- サブバッグは、通学用バッグだけでは荷物が入らない場合に、活用すること。
- 部活動用のバッグは、使用してもよいが、通学用バッグとしての使用は認めない。
- 上靴は、学校指定を使用すること。
- 通学用バッグや上靴、体操服などの持ち物には、必ず記名すること。《※判別困難・紛失防止》
- 貴重品(現金など)はできるだけ持ってこないこと。持ってきた場合は、必ず担任に預けること。
- 水筒を持ってきてもよいが、中身はお茶のみとする。
(体育大会期間中などの行事で許可がでた場合のみ、スポーツドリンクも可)
- 不必要な物は絶対に持ち込み禁止。(遊び道具や危険なもの、マンガ、音楽プレイヤーなど)
- スマホ・携帯電話等は、原則、校内への持ち込み禁止。家庭の事情などやむを得ない場合は、学校が発行する申請書に期間と理由を記入・提出し、許可された者については、必ず朝の段階で担当職員に預け、帰りに自分で引き取りに行く。



令和5年度足立中学校頭髪・服装等に関するQ&A

足立中学校頭髪・服装等のきまり